

市第6号議案

横浜市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の
実施に係る人員等の基準に関する条例の一部改正

横浜市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係
る人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定
める。

平成29年5月19日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の
実施に係る人員等の基準に関する条例の一部を改正する
条例

横浜市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係
る人員等の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第50号）の
一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号を次のように改める。

- (3) 主任介護支援専門員（介護支援専門員であって、省令第140
条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了
した者（当該研修を修了した日から起算して5年を経過した者
にあつては、当該研修を修了した日から起算して5年を経過す
るごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する
主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。）をい
う。）その他これに準ずる者 1人

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成26年度までに主任介護支援専門員研修（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修をいう。以下同じ。）を修了した者（以下「平成26年度以前修了者」という。）に係る最初の主任介護支援専門員更新研修（同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修であって、この条例による改正後の横浜市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項第3号の規定により、同号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日（以下「経過日」という。）までの間に受けるもののうち最初のをいう。以下同じ。）については、同号の規定にかかわらず、平成31年3月31日（平成24年度から平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者にあつては、平成32年3月31日）までに修了した場合には、経過日までの間に修了したものとみなす。
- 3 前項の規定により経過日までの間に最初の主任介護支援専門員更新研修を修了したものとみなされた者に係る最初の主任介護支援専門員更新研修以外の省令第140条の68第1項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修については、新条例第4条第1項第3号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した日は、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日とする。
- 4 前項の規定は、平成26年度以前修了者が、最初の主任介護支援

専門員更新研修を修了した日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に省令第140条の68第1項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了しないことにより、新条例第4条第1項第3号に規定する主任介護支援専門員に該当しないこととなった場合には適用しない。

- 5 前3項の規定にかかわらず、平成26年度以前修了者が、この条例の施行の日前に省令第140条の68第1項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している場合は、なお従前の例による。

(横浜市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 6 横浜市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例(平成28年2月横浜市条例第12号)の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

提 案 理 由

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例の一部を改正する必要があるので提案する。

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成25年度までに主任介護支援専門員研修（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修をいう。以下同じ。）を修了した者に対するこの条例による改正後の横浜市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例第4条第1項第3号の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる主任介護支援専門員研修の修了時に応じ、同号中「当該研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

主任介護支援専門員研修の修了時	読み替える字句
平成23年度までに修了した者	平成31年3月31日までに及び同日以降5年を超えない期間ごとに
平成24年度及び平成25年度に修了した者	平成32年3月31日までに及び同日以降5年を超えない期間ごとに